

- 備蓄する。
- 2 契約の方法 指名競争入札
  - 3 契約金額 47,401,200円
  - 4 契約の相手方 本田繕工株式会社  
東京都足立区千住大川町6番  
15号  
代表取締役 本 田 行
  - 5 納 期 限 平成15年3月31日

(提案理由)

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和39年足立区条例第1号)第3条の規定に基づき、この案を提出いたします。

#### 第13号議案

土地の貸付けに伴う権利金及び保証金並びに  
工事期間中の貸付料の免除について  
上記の議案を提出する。

平成15年2月25日

提出者

足立区長 鈴木恒年

土地の貸付けに伴う権利金及び保証金並びに  
工事期間中の貸付料の免除について

下記のとおり、土地の貸付けに伴う権利金及び保  
証金並びに工事期間中の貸付料を免除する。

記

- 1 土地の所在、地目及び数量  
足立区千住一丁目50番1 外4筆  
宅地  
約4,370㎡
- 2 貸付けの目的  
(仮称)足立区新産業振興センターの建設敷地とし  
て
- 3 貸付けの相手方

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番14号 渋谷T  
ODビル  
総合商事株式会社  
代表取締役 村 井 敬

- 4 貸付期間  
建築着工の日から50年間
- 5 権利金及び保証金の免除  
権利金の及び保証金は免除する。
- 6 貸付料の免除

工事期間中の貸付料については免除とする。

(提案理由)

区内産業の振興に資するため、(仮称)あだち  
新産業振興センターの建築敷地の権利金及び保証金  
並びに工事期間中の貸付料を免除する必要があるの  
で、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96  
条第1項第6号の規定に基づき、この案を提出いた  
します。

#### 第14号議案

負担付き贈与にかかる財産の受け入れに  
ついて上記の議案を提出する。

上記の議案を提出する。

平成15年2月25日

提出者

足立区長 鈴木恒年

負担付き贈与にかかる財産の受け入れについて  
下記のとおり負担付き贈与にかかる財産を受け入  
れる。

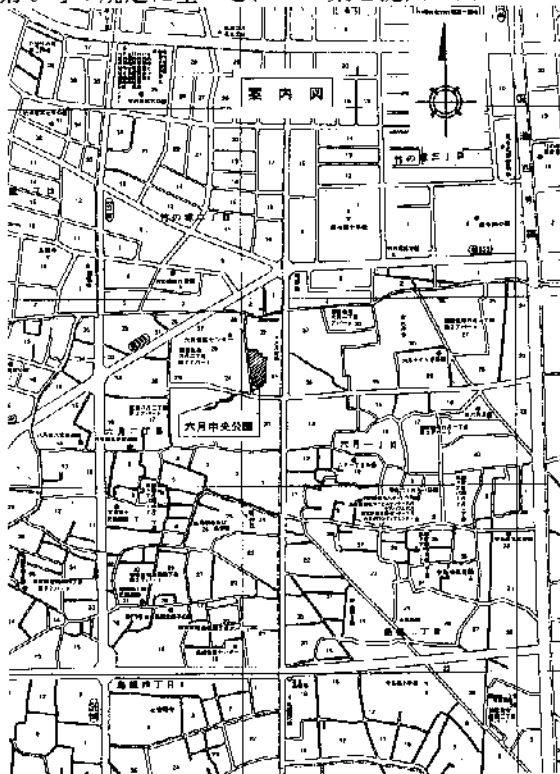
記

- 1 受け入れる財産
  - (1) 名 称 六月中央公園用地
  - (2) 所 在 足立区六月二丁目395番1(地  
番)
  - (3) 種 類 土地
  - (4) 数 量 2,317.99㎡

- 2 受け入れ年月日 贈与契約締結の日
- 3 贈与者 東京都
- 4 贈与の条件
- (1) 贈与契約締結の日から20年間、公園用地として使用する。
- (2) 足立区が上記の義務を履行しないときは、東京都は贈与契約を解除することができる。

(提案理由)

東京都所有の土地の贈与を受け入れるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第9号の規定に基づき、この案を提出いたします。



第15号議案

足立区NPO活動支援センター条例

上記の議案を提出する。

平成15年2月25日

提出者

足立区長 鈴木 恒 年

足立区NPO活動支援センター条例

(目的)

第1条 この条例は、足立区NPO活動支援センター(以下「NPO活動支援センター」という。)を設置することにより、地域社会を支えるNPO活動を支援し、もって区民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「NPO活動」とは、自発的な意思により社会貢献活動を行う団体による活動で、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第1項に規定する特定非営利活動に該当するものをいう。

2 この条例において「区民」とは、足立区の区域内(以下「区内」という。)に居住する者をいう。

(名称及び位置)

第3条 NPO活動支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 足立区NPO活動支援センター

位置 東京都足立区梅田七丁目13番1号

(事業)

第4条 NPO活動支援センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) NPO活動に関する情報、資料の収集及びこれらの提供に関すること。
- (2) NPO活動を支える人材育成に関すること。
- (3) NPO活動に関する相談事業に関すること。
- (4) 関係機関との連携及び調整に関すること。
- (5) 施設の提供に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(施設)